

## 被扶養者実態調査書作成要領

群馬県市町村職員共済組合組合員被扶養者証の検認として実施する被扶養者実態調査に係る「被扶養者実態調査書（以下「調査書」という。）」を作成する際には、次の事項に留意のうえ作成してください。

### 1 調査書各欄の記入方法等

#### (1) 同居・別居の区分〔①欄〕

同・別のいずれかに○印を付してください。別居の場合は、援助年額も併せて記入してください。

#### (2) 職業〔②欄〕

無職又は各職種の内いずれかに○印を付してください。自営業・その他については、具体的な職種を記入してください。

#### (3) 収入見込額〔③欄〕

給与・年金・事業・その他の収入がある場合は、その収入区分に応じて全ての収入見込額を記入してください。特に、所得税法上は非課税となる遺族年金等（恩給扶助料を含む。）及び障害年金等についても、全て収入として取扱いますので必ず見込額を記入してください。

なお、収入のない場合は、収入区分の金額欄に「なし」と必ず記入してください。

#### (4) 扶養手当受給の有無〔④欄〕

調査対象者に係る扶養手当の受給の「有・無」については、いずれかに○印を付してください。受給「有」の場合は、給与事務担当者において確認印を受けてください。

#### (5) 同居している被扶養者以外の者〔⑤欄〕

この欄は、組合員以外の者で調査対象者に対して経済的援助を行っている者、又は行うことができる者（被扶養者となっていない組合員の配偶者等）の氏名、生年月日、続柄、年齢、職業及び収入見込額を記入し、次の事項についても併せて記入してください。

##### ① 組合員が健在の父母の一方を被扶養者としている場合

組合員が父母の一方を被扶養者としている場合は、「夫婦相互扶助」の立場から被扶養者でない父又は母が配偶者を扶養できない理由を⑥欄に記入してください。

なお、父母は健在であるが離婚等により生計関係がない場合には、その旨を⑤欄に記入してください。

## ② 父母の一方が死亡されている場合

組合員が父母の一方を被扶養者としている場合で、被扶養者でない父又は母が死亡されている場合には、その旨を⑤欄に記入してください。

調査対象者である父又は母の「③収入見込額」欄に遺族年金等の金額が含まれていない場合には、遺族年金等を受給していない理由を備考欄に必ず記入してください。

## ③ 組合員が孫を被扶養者としている場合

孫の親である組合員の子及びその配偶者（調査対象者となっている場合は除く。）については、組合員と別居している場合であっても孫の両親の状況を⑤欄に記入してください。

なお、孫の両親が扶養できない具体的理由を⑥欄に記入してください。

## (6) 被扶養者として、資格を継続しなければならない理由〔⑥欄〕

左側に示された調査対象者の状況に応じて、続柄及び組合員が引続き経済的に扶養している旨を記入してください。

特に、被扶養者の資格確認は、扶養の実態を具体的に調査する必要がありますので、この欄は必ず記入してください。

## (7) 提出日・署名・押印〔⑦欄〕

提出日の記入及び組合員の署名・押印を必ず行ってください。

## (8) 稼働能力のある被扶養者に関する申立書〔裏面〕

全日制の在学証明書又は医師の診断書等（障害者手帳の写しを含む。）を提出できない調査対象者の場合には、本来稼働能力があり被扶養者として資格を継続するためには特別な事情を有する者に限られています。その特別な事情を判断するため、この欄に客観的な「稼働できない理由」と「組合員が扶養しなければならない特別な事情」等を具体的に記入してください。

## 2 添付書類

調査書中の職業〔②欄〕及び収入見込額〔③欄〕には、各区分に応じた添付書類が表示してありますが、具体的な取扱いは次のとおりです。

### (1) 在学証明書

#### ① 国内の学生

学生である場合は、本年4月1日以降に交付された在学証明書（原本）。

なお、本年4月以降に調査対象者の住所変更の申告又は修学貸付金申込等の際に、在学証明書（原本）を提出している調査対象者については、氏名の上段に「在学証明書提出済」と朱書してください。

## ② 海外の学生

海外留学している調査対象者にあつては、留学先の在学証明書にその日本語訳文を添えて提出してください。

### (2) 雇用証明書

パート等による給与収入がある場合は、各所属所共済事務担当者から「雇用証明書」の用紙を受取り、雇用主から雇用条件及び賃金支給実績等の証明を受けて提出してください。

なお、「雇用証明書」を提出できない場合には、「平成23年分源泉徴収票(写)」及び本年1月から6月まで各月の「給与等支給明細書(写)」を提出してください。

### (3) 年金支給通知書等(写)

公的年金等を受給している場合は、最新の「年金支給通知書(写)」又は「年金改定通知書(写)」を提出してください。

なお、年金支給通知書等の写しにあつては、年金受給者氏名、年金支給額及び住所が表示された部分の写しを提出してください。

### (4) 平成23年分確定申告書等(写)

事業収入又はその他の収入がある場合は、平成23年分確定申告書(写)又は市町村民税申告書(写)及び当該収支内訳書(写)を提出してください。

### (5) 所得証明書等

無職、無収入の調査対象者で、扶養手当の支給を受けていない場合は「所得証明書」等を提出してください。ただし、平成24年3月に大学等を卒業して現在求職活動中の者は、所得証明書等の提出は必要ありません。

### (6) 医師の診断書(原本)等

傷病又は障害等の理由により就労することができない調査対象者は、医師の診断書(原本)又は障害年金等の最新の「年金額改定通知書等(写)」又は「障害者手帳(写)」を提出してください。

## 3 被扶養者取消申告書の提出

次の条件に該当する調査対象者については、調査書と併せて被扶養者取消申告書を提出してください。

なお、被扶養者の取消日は、「被扶養者の要件を欠くこととなった日」まで遡って取消しとなりますので、その取消日が確認できる書類等を添付してください。

### (1) 給与及び年金等の収入

パート、年金等の恒常的収入を得ている調査対象者で、収入金額が年額130万円(給与収入にあつては、月額108,334円)以上。

ただし、調査対象者が障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は、年金額を含めて年額180万円(月額15万円)以上。

## (2) 就職等

就職又は稼働を開始したことにより被扶養者の要件を欠くこととなった調査対象者。

## (3) 調査対象者の生計状況を把握できない場合

被扶養者の認定を受けている組合員は、その被扶養者の収入状況、日常生活及び扶養実態等を把握する義務があります。したがって、これらの実態を具体的に証明できない場合には、組合員が把握できなくなった日から被扶養者の取消しを行わなければなりません。

## (4) 扶養手当の不支給

調査対象者が扶養手当の支給対象者（年齢及び収入等が基準以内の者）でありながら、組合員以外の者に扶養手当又は扶養手当に相当する手当が支給されている等の理由により、当該組合員に扶養手当が支給されていない調査対象者。

## 4 注意事項

### (1) 稼働能力がある者の被扶養者認定

共済法上の18歳以上60歳未満の被扶養者（学生又は病気・負傷のため就労能力を失っている者を除く。）については、通常稼働能力があり、単に収入がないこと又は収入が少ないことをもって被扶養者として認定するものではありません。その者の稼働できない理由、扶養しなければならない理由及び扶養している実態等を具体的に調査のうえ判断します。

### (2) 収入の捉え方

共済法上の収入とは、「所得税法の所得」「暦年による収入」あるいは「年度による収入」などのように得られた金額の実績ではありません。収入の発生や雇用条件等の変化により「将来に向かって恒常的に得られるであろう収入見込み額」です。

したがって、月額108,334円以上の賃金を得られる雇用契約を結んだ場合は、その勤務を開始した日が被扶養者の取消日となります。

### (3) 被扶養者の認定を受けている組合員の義務

被扶養者の認定を受けている組合員には、「その被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至った場合には、遅滞なく、被扶養者取消申告書を組合に提出しなければならない。」とする義務が生じています。被扶養者の生活状況、就労状況及び収入状況は常に把握するよう努めてください。

### (4) 被扶養者取消申告書の提出が遅れた場合

被扶養者の要件を欠いているにもかかわらず、被扶養者の取消申告を行わずに医療機関等で受診していた場合には、その診療に係る共済組合の給付は全額返還していただきますので、被扶養者取消申告書の提出にあってはご注意ください。